甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。
・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

(i)１）ＮＡＴＭによるトンネル工事で、次の(a)から(c)の工事規模の技術者として従事した経験を有すること。

(a)　トンネル内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）80㎡以上であること。

(b)　トンネル施工延長が300ｍ以上であること。

(c)　施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工経験であること。施工延長については掘削及び覆工を実施する区間の延長であること。

２）従事期間　上記１）の工事に従事した期間が、工事の全工期（準備・後片付け期間は除く）の１／２以上、または、365日以上に従事していること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

⑥　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る優先交渉権者選定通知日までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

８　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道７号鼠ヶ関トンネル（早田地区）工事にかかる設計業務及び国道７号鼠ヶ関トンネル（早田地区）工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　本工事に係る競争に参加するためには、優先交渉権者選定通知日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

調　達　予　定

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第５条第１項第１号（同令第７条第１項により準用する場合を含む）の規定による公示

調達の予定を次のとおり公示します。本件調達に関心を有する者は、以下問い合わせ先に示す連絡先へ入札に参加しようとする意思がある旨の表明をしてください。

令和８年１月14日　　独立行政法人国立病院機構京都医療センター院長　川端　　浩

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　26

○第 08409 号（№08409）

１　調達内容

(1)　品目分類番　22、31

(2)　導入計画物品及び数量（予定）　マルチスライスＣＴ装置

(3)　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

(4)　履行期限　令和９年３月31日

(5)　履行場所　独立行政法人国立病院機構京都医療センター

(6)　入札公告予定日　令和８年３月２日（月）

(7)　入札方法　入札金額は、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。

なお、交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって交渉権者決定価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

２　競争参加資格

(1)　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。

(3)　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、Ａ、Ｂ、Ｃ等級に格付けされ近畿地区の競争資格を有するものであること。なお、当該競争参加資格については、令和７年３月31日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

(4)　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

３　入札書の提示場所等

(1)　入札書の提示場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒612―8555 京都府京都市伏見区深草向畑町１番地１　独立行政法人国立病院機構京都医療センター　企画課　契約係長　髙見　春希　電話075―641―9161（内線8135）

(2)　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３(1)の交付場所にて交付する。

(3)　入札書の受領期限　令和８年３月13日（金）17時00分

(4)　開札の日時及び場所　令和８年３月18日（水）11時00分　独立行政法人国立病院機構京都医療センター院内会議室

４　その他

(1)　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)　入札保証金及び契約保証金　免除